

新型コロナウイルス感染症に係る対応について (県民の皆様方へのお願い)



まん延防止等重点措置の適用に伴う要請等（概要）

対象期間	令和4年1月27日（木）から2月20日（日）まで		
措置区域	弘前市（全域）		
目的	新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大に対し、まん延防止等重点措置の実施により、新規感染症患者の発生を抑制し、医療のひっ迫を回避するとともに、日常生活に不可欠な社会機能を維持する。		
主な要請内容	県民向け	①外出・移動等 ②飲食店の利用等	⇒ 不要不急の都道府県間の移動の自粛 等 ⇒ 営業時間の変更を要請した時間以降に飲食店等にみだりに出入りしない ⇒ 飲食店等を利用する際は同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内に 等
	事業者向け	①飲食店等 ②大規模集客施設等 ③イベント開催制限 ④職場への出勤等	⇒ 営業時間の短縮 ⇒ 同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内に 等 ⇒ 入館をする者の整理 等 ⇒ 規模要件に沿ったイベントの開催 ⇒ 出勤者数の削減の取組の推進 等

弘前市内の飲食店及び飲食に関連する施設への要請

対象期間

令和4年1月27日（木） 0時から
令和4年2月20日（日） 24時まで

対象施設

食品衛生法上の営業許可を受けている**飲食店**
（宅配・テイクアウトを除く）
※**結婚式場、カラオケボックス等**を含む

対象区域

弘前市（全域）

要請内容

【特別措置法第31条の6第1項等に基づく要請】

■ **5時から20時まで**の時間短縮営業

あおり飲食店感染防止対策認証店

認証店以外

①酒類の提供を行わない

【協力金：3～20万円/日】

② 11時から20時まで酒類提供可

【協力金：2.5～20万円/日】

※上記①と②のいずれかを選択

酒類の提供を行わない

【協力金：3～20万円/日】

【特別措置法第24条第9項に基づく要請】

■ 同一グループの同一テーブルでの会食は**4人以内**に

※**対象者全員検査による人数上限の緩和は適用しない**

(現在の取組) 感染拡大防止のための対策の強化

期間：1月20日から2月28日まで

○県民や事業者への**協力要請**
内容や**注意喚起**の強化

○県立学校における**部活動**や
感染リスクが高い学習活動
等の**対策**の強化

○不特定あるいは多数の方が
集まる**県主催イベント**等の
原則、**中止・延期**

○不特定あるいは多数の方が
利用する**県有施設**の原則、
休館・使用中止

○**レベル3相当**になった場合等に**観光宿泊キャンペーン**等
に係る**既予約分の停止**の検討

など

オミクロン株の

拡大を食い止める。



現状の感染拡大に歯止めが掛からなければ
医療がひっ迫し、日常生活を営む上で必要な
社会機能を維持・確保できなくなるおそれ

何としてもこうした事態を回避するために

皆様方の御理解と御協力をお願いします